

内閣法制局

内閣法制局は、法令の解釈について各府省へ意見を述べる仕事(意見事務)や、各府省が立案した法律案等の審査をする仕事(審査事務)をしています。

(意見事務とは)

法律問題に関し、内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べる事務です。

法令の解釈は、その法令を所管し、その執行に当たる各府省において行っていますが、法令の解釈に関して各府省において疑義がある場合や、関係府省間において意見を異にするような場合に、各府省からの求めに応じて意見を述べることとされています。

これによって、政府内で法令の意味や内容について生じた疑問が解決され、また、複数の府省に関係する法令の意味や内容についての理解が統一されることとなります。

(審査事務とは)

各府省が立案した法律案、政令案及び条約案を審査する事務です。

案文の審査は、主管府省で立案した原案に対して、憲法や他の現行法制との関係、立法内容の法的妥当性、立法の意図が法文の上に正確に表現されているか、条文の表現及び配列等の構成は適当であるか、用字・用語が正確であるかというような点について、法律的、立法技術的に様々な角度から行われます。

内閣法制局ホームページ <https://www.clb.go.jp/>